

## 吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 吹田市南吹田地域における土壌・地下水汚染事案に係る浄化対策の実施に必要な計画、調査及び措置を検討し、適切な浄化対策を推進することを目的として、吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 土壌・地下水汚染の適切な浄化対策の推進に必要な計画、調査及び措置に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、吹田市土壌・地下水汚染調査等専門員を委員として組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (特定関係者の出席等)

第6条 委員長は、南吹田地域における土壌・地下水汚染事案の汚染原因に関係を有し、かつ、当該汚染事案の浄化経験を有する者（以下「特定関係者」という。）について、委員会に諮り、委員会が承認する者については、承認以後の委員会の会議への出席を認めるものとする。ただし、委員長がその出席が適切でないと認める会議の場合は、この限りでない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは特定関係者からその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 特定関係者は、委員会において自ら意見若しくは説明をし、又は資料の提出をする際には、委員長の承諾を得なければならない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、前条の特定関係者のほか、必要があると認めるときは関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、吹田市環境部地域環境室環境保全課に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年7月15日から施行する。